

◎人権の視点から現代社会が見えてくる

人権感覚をさらに高めて、心豊かな地域づくりを推進していきましょう。
みなさんの参加をお待ちしています。(受講料無料)

◎講座日程 (時間はいずれも 19:00 ~ 20:30)

とき	ところ	内容	講師
7月22日(木) 開講式	文化会館 小ホール	【講義】「LD(学習障がい)の挑戦! 算数0点から新聞記者に ~苦手は得意でカバー 個性を伸ばして生きる~」 (個性伸張や障がい者の人権)	「和田山企画」代表 おおし ひろのぶ 大橋 広宣
7月29日(木)	文化会館 小ホール	【講義】「異文化コミュニケーション」 (異文化理解や子ども, 女性の人権)	山口県立大学 国際文化学部准教授 ウィルソン・エイミー
8月5日(木)	市民館 第1・2会議室	【講義】「池田小事件から学ぶ」 (メンタルヘルスや子どもの人権)	元航空自衛隊心理幹部 さかい ゆずる 坂井 譲
8月12日(木) 閉講式	市民館 第1・2会議室	【フィルムフォーラム】「わたしはこう思う」 (人権全般)	市社会教育課職員

※全講座受講が望ましいのですが、1講座のみの受講も可能です。

◎申込期限 7月16日(金)

◎申込方法 電話にて申込み

〈問い合わせ・申込先〉社会教育課 (☎ 82・1203)

普段、利用している道路や水路などの公共物のうち、道路法や河川法などによって管理の方法などが決められているものを「法定公共物」といいます。これに対し道路法や河川法などが適用されないものを「法定外公共物」といい、代表的なものとして赤線や里道と呼ばれる道路や、青線と呼ばれる水路があります。

◎所有と管理について

「法定外公共物」は、以前国が所有し県が管理していましたが、平成17年3月31日までに一部を除いて市に譲与され、現在は市が所有し、土地の境界確認や、土地の加工申請、占用許可などの財産管理を行っています。なお、「法定外公共物」は、地域に密着した形で公共の用に供していることから、草刈りなどの日常的な管理については、利用者である市民のみなさんをお願いしています。

◎所在の確認について

みなさんの回りに無番地の道路や水路などがある場合、その土地は法定外公共物である可能性があります。市内に

は国から譲与を受けた道路や水路が多く存在しており、その所有は市に備え付けの図面で確認することができます。

◎購入について

「法定外公共物」には、現に道路または水路としての機能を失い公共的な用途に利用されていないものがあります。これら本来の機能を失った物は、その境界を確定し、用途を廃止した後に購入することができます。

「法定外公共物」の所在, 境界確認, 加工, 占用許可などの管理や売り払いについて, 詳しくはお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉管財課 (☎ 82・1129)